作成例

洪水時等の避難確保計画

　　　施設名称

 2018年9月　作成

「○○○○（施設名）」における洪水時等の避難確保計画

目次

１．計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

２．計画の適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

３．防災体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

４．情報収集及び伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４

５．避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５

６．避難の確保を図るための施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６

７．防災教育及び訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６

８．自衛水防組織の業務に関する事項(自衛水防組織を設置する場合に限る) ・・・Ｐ６

別紙１　防災体制（対応要員）一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７

別紙２　緊急連絡網（施設職員用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ８

別紙３　自衛水防組織活動要領（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９

別紙４　避難確保計画チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ11

１．計画の目的

　　この計画は、水防法第１５条の３第１項に基づくものであり、「○○○○（施設名）」の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

２．計画の適用範囲

　　この計画は、「○○○○（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

（1）施設の状況

|  |
| --- |
| 施設内の人数 |
| 施設職員（日中） | 施設職員（夜間） | 施設職員（休日） |
| （人） | （人） | （人） |
| 利用者（日中） | 利用者（夜間） | 利用者（休日） |
| （人） | （人） | （人） |

（2）施設周辺の避難経路図

|  |
| --- |
| 避難経路図施設及び避難場所がわかる画像データの添付または、住宅地図の貼り付けを行い、施設と避難場所を結ぶ避難経路図を作成して下さい。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施設所在地 | 掛川市○○２丁目○－○ |
| 避難場所 | 掛川市□□○○－○　△△小学校 |

３．防災体制

　　連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制確立 | ・台風の接近が予想される場合・大雨が予想される場合・大雨注意報が発表された場合・洪水注意報が発表された場合 | ・気象情報、洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制確立 | ・大雨警報が発表された場合・洪水警報が発表された場合・○○川（○○地点）の水位が氾濫注意水位に達した場合 | ・気象情報、洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| ・使用する資機材の準備 | 避難誘導要員 |
| 非常体制確立 | 【非常体制Ⅰ】・高齢者等避難が発令された場合・○○川（○○地点）の水位が避難判断水位に達した場合【非常体制Ⅱ】・避難指示が発令された場合・○○川（○○地点）の水位が氾濫危険水位に達した場合 | ・気象情報、洪水予報等の情報収集・保護者への連絡 ※１・入院（所）者家族への連絡 ※２・外来診療中止の掲示 ※３・周辺住民への協力依頼・必要に応じて関係行政機関等への連絡・通報 | 情報収集伝達要員 |
| ・利用者等の避難誘導・未避難者、要救助者の確認 | 避難誘導要員 |

※１　「保護者への連絡」は、学校等の計画に記載する。

※２　「入院（所）者家族への連絡」は、社会福祉施設、医療施設の計画に記載する。

※３　「外来診療中止の掲示」は、医療施設の計画に記載する。

４．情報収集及び伝達

（1）情報収集

　　ア　収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | □　テレビ(データ放送含む)　□　ラジオ□　インターネット（気象庁等のホームページ）　　　□　携帯電話 |
| 洪水予報、水位到達情報 | □　インターネット（国土交通省：川の防災情報、静岡県：サイポスレーダー） |
| 避難指示等の避難情報 | □　テレビ(データ放送含む)　□　ラジオ□　防災行政無線　　　　□　インターネット□　掛川市防災メールマガジン□　その他（　　　　　　　　　　　） |

　　イ　停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

ウ　提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な兆候がないか等、施設内から確認を行う。

エ　がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は、速やかに市役所危機管理課（0537-21-1131）へ通報する。

（2）情報伝達

　　ア　「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者で共有する。

　　【社会福祉施設の場合】

　　イ　入所者を避難させる場合には、入所者家族に対し、「○○○○（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。

　　ウ　避難の完了後、入所者家族に対し、避難が完了した旨を連絡する。

　　【医療施設の場合】

　　イ　入院者を避難させる場合には、入所者家族に対し、「○○○○（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。

　　ウ　外来診療を中止する場合には、速やかに診療中止の掲示を行う。

　　エ　避難の完了後、入院者家族に対し、避難が完了した旨を連絡する。

【学校等の場合】

　　イ　（幼児・園児・児童・生徒）を避難させる場合には、保護者に対し、「○○○○（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。

　　ウ　避難の完了後、保護者に対し、避難が完了した旨を連絡する。

５．避難誘導

（1）避難場所

　　ア　洪水時における避難場所は「○○○○（施設名）」とする。

　　イ　周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により、避難場所への避難が困難な場合には、（近隣の安全な場所として○○○○、屋内安全確保の場所として本施設の○○棟の〇階）へ避難し、利用者等の安全確保を図るものとする。

（2）避難経路

　　　 洪水時における避難場所までの避難経路については、「施設周辺の避難経路図」のとおりである。

（3）避難誘導方法

　　　 避難先までの移動手段は、以下の通りとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 名　称 | 移動距離 | 移動手段 |
| 避難場所 | △△小学校 | ５００ｍ | 徒歩 |
| 屋内安全確保 | ○○棟〇階 |  |  |

　　ア　施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について説明する。

　　イ　避難する際は、徒歩を原則とするが、徒歩が困難な場合には、予め移動手段として車両を用意しておく必要がある。

　　ウ　避難誘導にあたっては、拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

　　エ　避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また、安全確保のための誘導用ライフジャケットやビブスを着用するなどし、必要に応じて避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

　　オ　避難する際は、ブレーカーの遮断やガスの元栓の閉鎖等を行う。

　　カ　浸水の恐れのある階又は施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無についても確認する。

６．避難の確保を図るための施設の整備

（1）情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

　　 これらの資器材については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

　　 避難確保資器材等一覧

|  |
| --- |
| 備蓄品 |
| 情報収集・伝達 | □テレビ　　　□ラジオ　　□パソコン　□タブレット□携帯電話　　□懐中電灯　□乾電池等　□携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | □名簿（職員・施設利用者）□案内旗等□タブレット　□携帯電話　□懐中電灯　□乾電池等□携帯電話用バッテリー　　□ビブス等 |
| 施設内の一時避難 | □水　（一人あたり　　ℓ）□食料（一人あたり　　食分）□寝具等　　　　　　　　　□防寒具等 |
| 高齢者用 | □おむつ　　　□おしりふき |
| 乳幼児 | □おむつ　　　□おしりふき　　　□おんぶひも等 |
| その他 | □常備薬　　　□タオル　　　　　□ゴミ袋□ウェットティッシュ |

|  |
| --- |
| 浸水を防ぐための対策 |
| □土嚢　　□止水板　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |

７．防災教育及び訓練の実施

　（1）毎年４月に新規採用職員を対象に研修を実施する。

　（2）毎年５月に全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。（１年に１回訓練が義務付けられています。）

　（3）その他、年間の教育及び訓練計画を毎年４月に作成する。

８．自衛水防組織の病無に関する事項

　（1）別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

　（2）自衛水防組織においては、次のとおり訓練を実施するものとする。

　　ア　毎年４月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設の職員を対象として研修を実施する。

　　イ　毎年５月の全体訓練の前に自衛水防組織の構成員で訓練を実施する。

別　紙１

防災体制（対応要員）一覧表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 要員区分 | 氏　名 | 電話番号 | 任　務 |
| 情報収集伝達要員 |  |  | ・気象情報、洪水予報等の収集・避難誘導要員への報告・伝達・館内放送等による避難の呼び掛け・市役所等関係機関との連絡 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 避難誘導要員 |  |  | ・避難誘導に使用する資器材の準備・避難経路の安全確認・避難誘導の実施・未避難者、要救助者の確認 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

別　紙２

緊急連絡網（施設職員用）

|  |  |
| --- | --- |
|  | ○○　○○090-1111-0000 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ |  |  | １ |  |  | １ |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ２ |  |  | ２ |  |  | ２ |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ３ |  |  | ３ |  |  | ３ |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４ |  |  | ４ |  |  | ４ |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ５ |  |  | ５ |  |  | ５ |  |

※　各列、最後の職員は○○○○まで情報伝達の完了を報告すること。

別　紙３

自衛水防組織活動要領（案）

（自衛水防組織の編成）

第１条 管理権限者は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２ 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３ 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４ 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表１「自衛水防組織の編成と任務」に掲げるとおりとする。

（3）「○○○○（部屋等の名称。最低限、通信設備を有するところ）」を自衛水防組織の活動拠点とし、各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第２条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２ 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３ 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（1）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が「○○○○（第１条第４項 において活動拠点とする部屋等の名称）」に保管し、必要な点検を行うとともに、点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。



別　紙４

**避難確保計画チェックリスト**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 |  | チェック担当者名 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 計画の項目 | チェック項目 | チェック欄 |
| 防災体制情報収集及び伝達 | 施設が所在する地域における河川の情報や避難指示の避難情報を収集・伝達する体制が定められているか |  |
| 高齢者等避難の発令段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか |  |
| 避難行動の開始に遅れが生じないよう、複数の判断材料が設定されているか |  |
| 施設職員の役割を明確にし、「防災体制（対応要員）一覧表」を参考にしてまとめられているか（一覧表は、市に提出する必要はありません） |  |
| 緊急時における連絡体制として、施設職員の緊急連絡網が定められているか（緊急連絡網は、市に提出する必要はありません） |  |
| 避難誘導 | 避難先は浸水が想定されない場所（建物）に設定されているか |  |
| 避難場所及び避難経路は避難経路図に具体的に定められているか |  |
| 必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか |  |
| 施設の整備 | 情報収集・伝達、避難誘導に必要な資器材等が記載されているか |  |
| 夜間において避難が想定される場合、そのための必要な資器材等が記載されているか |  |
| 屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか |  |
| 防災教育及び訓練 | 適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか |  |
| 自衛水防組織 | 【自衛水防組織を設置した場合に限る】自衛水防組織活動要領を作成し、統括管理者及びその代行者、各班の任務及び所属班員名が定められているか |  |

※　避難確保計画を作成する際にチェック項目を確認し、同計画に添付して報告してください。